常陸太田市民交流センターの指定管理予定者を選定しました。

常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会において，下記の者を指定管理予定者として選定しましたので，お知らせします。

記

１　指定管理施設名	常陸太田市民交流センター
２　指定管理予定者名	株式会社ケイミックスパブリックビジネス
３　指定管理予定期間	令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間
４　応募団体数	１団体
５　選定委員会	常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会設置要項第３条の規定による委員
６　選定手続	公募
７　審査基準	（１）施設の利用者の平等な利用が確保されるものであること。 （２）施設の効用が最大限に発揮されるものであること。 （３）施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 （４）施設の管理を安定して行う人員，資産その他の経営の規模及び能力を有しており，又は確保できる見込みがあること。 （５）その他市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準。
８　選定	公募により指定管理者を募集した「常陸太田市民交流センター」については，１団体「株式会社ケイミックスパブリックビジネス」から応募があったため，１１月７日に第８回指定管理者選定委員会を開催し，指定管理予定者の選定について審議した。 選定に当たり，常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規定による各種基準に基づき，評価及び採点を行い，「株式会社ケイミックスパブリックビジネス」の得点は５５点となった。これを踏まえ各審査内容を総合的に判断して「株式会社ケイミックスパブリックビジネス」を「常陸太田市民交流センター」の指定管理予定者として選定した。